

# 利用料表（概算）

## I 介護保険サービス利用料

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額					
		1割負担の場合		2割負担の場合		3割負担の場合	
		1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	ユニット型 個室	707	21,186	1,413	42,371	2,119	63,557
2	ユニット型 個室	780	23,399	1,560	46,798	2,340	70,197
3	ユニット型 個室	859	25,771	1,718	51,541	2,577	77,311
4	ユニット型 個室	934	28,016	1,868	56,031	2,802	84,046
5	ユニット型 個室	1,007	30,198	2,013	60,395	3,020	90,592

## II 居住費及び食費

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	ユニット型 個室	880	26,400	300	9,000
2	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で80万円以下の方	ユニット型 個室	880	26,400	390	11,700
3①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で年金収入額とその他公的年金等収入の合計が年間で80万超120万以下の方	ユニット型 個室	1,370	41,100	650	19,500
3②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で年金収入額とその他公的年金等収入の合計が年間で120超の方	ユニット型 個室	1,370	41,100	1,360	40,800
4	・上記以外の方	ユニット型 個室	2,070	62,100	1,650	49,500

## III その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	預り金等管理料	通帳管理等、財産管理預り金等管理委託料	1か月	2,200
2	生活支援サービス料	生活支援に必要なサービス料金	1か月	1,100
3	ホーム喫茶	施設内ホーム喫茶における、珈琲、お茶、おやつ等の料金	1回	実費
4	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
5	日常生活消耗品	歯ブラシ・入れ歯等の個人用消耗品にかかる料金	1回	実費
6	外出参加費	外出にかかる料金	1回	実費
7	入居者家族会活動参加費	家族会活動（行事等）にかかる料金	1回	実費

※ I・II・IIIにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

## IV その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額		
1	理美容	カット・パーマ・ヘアマニキュア等の理美容にかかる料金	1回	カット 実費	顔そり 実費	カラー 実費
2	医療費等	診療代、薬代にかかる料金		実費		

※金額は、税込み金額となります。

# 介護保険サービス 加算項目説明

単位 (円)

## V. 介護保険サービス利用料 (体制加算)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
精神科医師定期的療養指導	6	11	16	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われている
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	必要数の栄養士の配置、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出
日常生活継続支援加算Ⅱ	49	97	146	要介護の高い入居者の割合が一定の基準を上回る場合
看護体制加算Ⅰ	5	9	13	一定の基準の配置条件を満たすことに
看護体制加算Ⅱ	14	28	42	一定の基準の配置条件を満たすことに
夜間職員配置体制加算Ⅳ	23	45	67	夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること
安全対策体制加算 (入所月に1回のみ)	21	42	63	事故発生防止のため、外部研修を受けた担当者の配置等、安全対策を実施する体制が整備されていること
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本単位+各加算に140/1000を乗じた単位数により計算された額の1割~3割			

## VI. 介護保険サービス利用料 (個別加算)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
初期加算 (入所から30日)	32	64	95	入居された日から30日間または30日以上入院後の再入所
個別機能訓練加算Ⅰ	13	26	38	個別機能訓練計画に同意を頂き、個別機能訓練の開始日から
療養食加算	19	38	57	医師の発行する食事箋に基づいた食事を提供した場合
外泊・入院時加算	260	519	778	入院又は外泊した日の翌日から起算して6日間 (月をまたぐ場合は12日間を限度とする)
看取り介護加算Ⅰ	76	152	228	看取り介護を同意された場合、死亡日の31日~45日前まで
	152	304	456	看取り介護を同意された場合、死亡日の4日~30日前まで
	717	1,434	2,151	同様に、死亡日に3日前まで
	1,350	2,699	4,048	同様に、死亡日
加算名称	月額			内容
	1割	2割	3割	
個別機能訓練加算Ⅱ	21	42	63	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出
口腔衛生管理加算	95	190	285	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	43	85	127	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53	106	159	上記に加え、疾病の状況等の情報の提出
退所時情報提供加算	264	527	791	医療機関へ退居(入院)する場合、退居(入院)後の医療機関に対して当該入居者の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
退所時栄養情報連携加算	74	148	222	管理栄養士が退居(入院)先の医療機関等に対して、当該入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	106	211	317	訪問リハビリ事業所のセラピストが施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントの実施、個別機能訓練計画を作成した場合
経口維持加算Ⅰ	422	844	1,265	誤嚥が認められる方を対象として経口維持計画を作成し実施した場合
経口維持加算Ⅱ	106	211	317	継続的な食事の摂取を支援する為、観察及び会議などに医師・歯科衛生士又は言語聴覚士加わった場合

## 概算利用料金 (1か月)

Ⅰ 介護保険サービス利用料 + Ⅱ 居住費及び食費 + その他 (Ⅲ~Ⅵ) = 合計